

笠置町地域振興券の使用について

笠置町地域振興券の使用にあたり、次の事項にご注意ください。

有効期間

令和4年12月1日（木）～令和5年2月28日（火）まで

上記の期間内にご使用ください。

注意事項

- ① 地域振興券は、取扱店（別紙）でのお支払いに使用いただけます。
- ② つり銭はお出しできませんので、額面を超える場合は差額をお支払いください。
- ③ 地域振興券と現金の交換はできません。
- ④ 地域振興券の盗難、紛失、破損、汚損、滅失等の事故に対し、町は一切の責任を負いません。
- ⑤ 地域振興券の有効期間が過ぎたものは、使用いただけません。
- ⑥ 地域振興券の有効期間内、有効期間経過後にかかわらず、払い戻しはできません。
- ⑦ 地域振興券の転売は、厳禁です。

地域振興券が使用できないもの

次に該当する場合は、地域振興券の使用はできません。

- ① たばこ、電子タバコ用たばこの購入（たばこ事業法による）
- ② 税金、水道使用料、住宅使用料など国や町への支払い（地方自治法による）
- ③ 現金との交換、金融機関への預け入れ
- ④ 商品券、切手、印紙、はがきなど換金性の高いものの購入